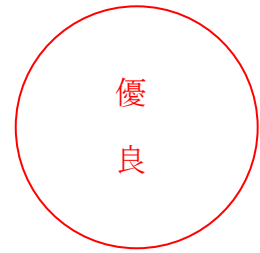


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道旭川市 6 条通 9 丁目

氏名 株式会社旭川
代表取締役 旭川 太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 西川 将人

許可の年月日 平成 23 年 4 月 1 日

許可の有効年月日 平成 30 年 3 月 31 日

1 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉋さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、ばいじん。積替保管あり。以下余白。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成 18 年 4 月 1 日 許可の更新

平成 23 年 4 月 1 日 許可の更新

5 積替え許可の有無

6 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有・~~無~~

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。